

熊本都市計画地区計画の決定(合志市決定)

都市計画拾八町地区計画を次のように決定する。

	名 称	拾八町地区計画
	位 置	合志市豊岡字拾八町2224番1、2224番31
	面 積	約1.5ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	本地区は市街化区域に近接し、泉ヶ丘等の大規模な団地や既存の集落により住宅地が形成されている地区である。周辺には学校などの公共施設があるため、地域における居住ニーズの高まりや地域の活性化の必要性に適切に対応した、良好な住宅市街地の形成を目標とする。
	土地利用の方針	良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層住宅地とする。また、地域内には、公園・緑地を適宜配置する。
	地区施設の整備方針	地区施設として、区域内道路については、幅員6m以上、中央に街区公園及び緑地を設ける。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。

地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道路	道 路	道路延長 合計約546m 街区道路 幅員6~7m	
		公園・緑地	公園 緑地	約800㎡の公園を設ける 区域内中央に約120㎡の緑地を設ける	
区	建 築 区 分	地区の名称	一 般 住 宅		
		地区の面積	約1.0ha 計画面積中住宅地の面積		
整	物 等	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅 及び兼用住宅	兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第二(イ)項に規定するものに限る	
		建築物等の敷地面積に対する割合の最高限度	8/10		
備	に 関 する 事 項	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4/10		
		建築物の敷地面積の最低限度	230㎡		
計	る 事 項	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること		
		建築物の高さの最高限度	10m以下		
画	事 項	建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門は、境界までの距離を1m以上とする		
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする		
備 考					

「区域は計画図表示のとおり」